

「天皇代替わり問題と信教の自由」(男子会・女子会合同学習会)

2019年2月17日

弓矢健児

はじめに

本年2019年4月30日から約1年かけて天皇代替わりに伴う諸行事(天皇の退位・即位に関わる諸行事)が行われます。また、代替わりに伴い4月1日に新元号が公布され、5月1日から施行されます。こうした、天皇代替わり儀式を、私たちキリスト者はどのように考えたらよいのでしょうか。特に、私たちの信教の自由とどのような関係があるのでしょうか。そのことを皆さんと一緒に分かち合いたいと思います。

1. 天皇代替わりの問題が信教の自由の問題である理由

現在、憲法上の天皇は単なる象徴です。それ以上でもそれ以下でもありません。しかし、歴史的な存在としての天皇は皇室神道の祭司であり「カミ」であり、毎日、皇居の中の宮中三殿で宗教儀式を行っている極めて宗教的な存在です。したがって、天皇代替わりの諸行事は、神道の宗教儀式と深く結びついてきました。特に、「明治維新」によって成立した祭政一致の国家神道体制の下では、天皇代替わりに伴う宗教儀式は、国家的行事として行われました。

敗戦後は、日本国憲法における国民主権と政教分離原則の下、天皇は主権者ではなく象徴となり、国家神道も否定され、神社も民営化(宗教法人化)されました。それにも関わらず、戦後も皇室神道は温存され、今から約30年前に行われた裕仁天皇の代替わり儀式は、明治憲法下の国家神道体制のもとで公布された旧皇室典範と登極令を踏襲した形式で行われました。すなわち、前回の天皇代替わりの諸行事は、天皇が主権者であり、国民は天皇に仕える臣民であるという前提で、「天皇家の宗教」である皇室神道の儀式に則ってなされたのです。さらには、国事行為では無かったものの、皇室神道の私的な宗教儀式である大嘗祭に「公的性格が強い」などとして、22億5千万円もの多額の公費(宮廷費)が投入されました。つまり、前回の天皇代替わりの諸行事は、憲法の国民主権の原則、政教分離の原則に明らかに違反する内容でした。

それにも関わらず、今回も政府は、前回の内容を踏襲するとして、再び、国民主権の原則、政教分離の原則を無視した、天皇代替わり行事を強行しようとしています。それは取りも直さず、私たちの思想・良心・信教の自由に対する侵害に他なりません。

このように言いますと、「イエス・キリストを信じることを否定されているのではないから良いではないか」、「他の宗教への信仰を強制されているのではないから、関係ないではないか」、と思う人がいるかもしれません。天皇代替わりの諸行事の問題と、自分の信教の自由、イエス・キリストへの信仰の問題とが結びつかない人もいるかもしれません。しかし、そうで

はありません。忘れてはならないことは、天皇「代替わり」諸行事は、国事行為として行われるのであり、そこには多額の公費（私たちの税金）が使用されるという点です。

国事行為とは、憲法に基づいて、内閣の助言と承認の下に、天皇が国家的事項に関して行う形式的、儀礼的、名目的な行為のことです。つまり、形式的、儀礼的であっても国家の行為＝主権者である国民の行為として行われるのが国事行為なのです。したがって、皇室神道という宗教色の強い内容の代替わり行事を、国事行為として行うということは、国民一人一人がそのような神道的宗教儀式を行っているということになるのです。

また、公費が投入されているということは、私たちの税金ですから、国民一人一人が自分の意思とは無関係に神道的宗教儀式のために献金していることとなります。ですから、今のままの内容で、天皇「代替わり」の諸行事が国事行為として行われ、公費が投入されるならば、意識する、意識しないに関わらず、私たち一人一人が、神道的な諸行事に強制的に参加させられ、献金させられることになるのです。

これが、信教の自由の侵害でなくて何でしょうか。これが個人の思想・良心・信教の自由への侵害でなくて何でしょうか。私たちは、天皇代替わりの問題を、単なる政治の問題であると考えてはなりません。天皇代替わりの問題は、政治の問題あると同時に、私たちの信仰の問題でもあることを自覚する必要があります。さらに、言うならば、それは、イエス・キリストこそ全世界の王であり、「教会と国家」の主であると告白する、私たちキリスト者と教会の「信教の自由」の問題、イエス・キリストへの信仰の服従の問題でもあるということです。そうである以上、私たちは天皇代替わりの問題について、何が問題であるのかを正しく理解するとともに、私たちの信教の自由を守るために、また、国家がキリストから委託された権能を正しく行使するように、主の御心を大胆に証して行かねばなりません。

2. 天皇代替わりに伴う諸行事の内容と問題点

1) 国事行為の問題

次に天皇「代替わり」に伴う諸行事の内容と問題点について見たいと思います。今回の天皇「代替わり」に伴い国事行為として行われるのは下記の行事です。

① 退位礼正殿の儀（2019年4月30日）

今回、天皇の生前退位によって行われることになった儀式であり、1817年の光格天皇以来、約200年ぶりに行われる儀式。新天皇即位の際の「即位の礼」は皇室典範に規定があるが、「退位の礼」規定がなく、今回皇室典範の特例法として定められたため、憲政史上初めての儀式となります。2019年1月17日に政府が決定した内容を見ると、そこでは、三権の長や閣僚、地方代表ら約340人が参列し、安倍首相が国民代表の辞を述べたあと、天皇が最後の「おことば」を述べる形式になっています。また、そこ

では、神道神話で皇位のしるしとされる「三種の神器」のうち、^{つるぎ}劍と^{たま}璽（まが玉）が会場の皇居・宮殿の松の間に置かれます。しかし国事行為であるにも関わらず、神道神話に基づく三種の神器がそこに置かれるのは明らかに政教分離に違反します。

②^{けんじとうしゅうけい}劍璽等承継の儀（2019年5月1日）

劍璽等承継の儀とは、皇位を継承した天皇が、即位の証しとして皇室における「三種の神器」（^{あめのむらくものつるぎ}鏡・劍・^{やさかにのまがたま}勾玉）の内の劍（天叢雲劍）と璽（八尺瓊勾玉）、それから国事行為に使用される^{こくじ}国璽（日本国の印）と^{ぎよじ}御璽（天皇の印）を承継する儀式です。

そもそも「三種の神器」とは、『古事記』などの神道神話（記紀神話）で、天照大御神が天孫降臨の際に、孫の^{にぎのみこと}瓊瓊杵尊に授けたとされる三つの極めて神話的、宗教的な物です。その内容は下記のとおりです。

^{やたのかがみ}八咫鏡



古事記では、天照大神が天岩屋戸に隠れたとき、イシコリドメノミコトがつくり、さかきの中枝につけたとされる鏡。

^{やさかにのまがたま}八尺瓊勾玉

天照大神が天岩屋戸に隠れたとき、タマノオヤノミコトによってつくられ、さかきの上枝につけて天照大神の出現を祈るのに用いられたとされる勾玉。

^{あめのむらくものつるぎ}天叢雲劍

^{くさなぎのつるぎ}草薙劍とも言われる。高天原から追放されたスサノオノミコトが^{ひのかわ}出雲国簸川の上流にすむ^{やまたのおろち}八岐大蛇を退治した際に大蛇の尾から出たと伝えられる劍。スサノオはこの劍を高天原に住む天照大神に献上した。後に^{やまとたけるのみこと}日本武尊が東国征討に際し、ヤマトヒメノミコト（倭姫命）から授かったこの劍を使って敵が放火した草をなぎ払って難を免れたため、草薙劍と呼ばれるようになったという。

	八咫の鏡 (やたのかがみ)	八尺瓊勾玉 (やさかにのまがたま)	草薙の劍 (くさなぎのつるぎ)
			
本物	伊勢神宮内宮	皇居御所 劍璽の間	熱田神社
形代	皇居賢所	—	皇居御所 劍璽の間

*^{かたしろ}形代・・・神道で、神霊が依り憑く依り代（神霊が依り憑く対象物のこと）を意味する。実際は本物に似せて造られた模造品のこと。

このような神器承継の神道儀式（^{けんじとぎよ}劍璽渡御の儀）を、少しばかり形と名前を変えただけで国事行為として行うことは、明らかに憲法の政教分離に違反します。さらに、この行事には女性皇族の参加が認められません。国事行為であるにも関わらず、女性皇族の参加を認めないのは憲法における男女平等の原則にも反します。

③即位後朝見の儀（2019年5月1日）

天皇が即位後初めて公式に三権の長をはじめ国民を代表する人々に会う儀式

しかし、「朝見」とは、臣下（家来）が宮中に参上して天子に拝謁することを意味します。実際の儀式でも、天皇の「お言葉」に対して、首相が、「最善の努力を尽くすこととお誓い申し上げます」と「奉答文」を読み上げるなど、憲法の国民主権の原則にそぐいません。

④即位礼正殿の儀（2019年10月22日）

即位礼正殿の儀とは、即位した新天皇が国の内外に即位を宣言する儀式です。これには、各国の国家元首や首脳が参列します。宮中の正殿中央には階段が設置され、正殿の前庭には幡旗が立てられ、文官武官の装束を身につけた宮内庁職員が整列します。正殿松の間には高御座、御帳台たかみくら みちようだいが設置され、男性皇族（皇太子・親王）、女性皇族（親王妃・内親王）の入場後、天皇・皇后がそれぞれ高御座・御帳台につくと儀式が始まります。

この儀式の問題点の第一は、神道神話において、天皇が神からその地位が与えられたことを示す玉座＝高御座で、新天皇の即位の礼が行われるという点です。国事行為としての即位の礼をそのような極めて神道的宗教色の強い場所で行うことは憲法の政教分離原則に反します。さらに、そうした宗教的性格を持つ高御座から、天皇が参列者に言葉を述べ、総理大臣が祝いの言葉を述べて万歳三唱することは、事実上、臣下の礼を行うことを意味します。つまり、このような即位の礼の形は、天皇を現人神とする戦前の国家神道体制の下で作られたものであり、現在の日本国憲法における政教分離原則にも、国民主権の原則に反するものです。



⑤祝賀御列しゅくがおんれつの儀（2019年10月22日）

天皇が即位礼正殿の儀の終了後、広く国民に即位を披露する儀式。前回はロールス・ロイスのオープンカーでのパレードが行われたが、今回はトヨタの「センチュリー」をオープンカーに改造して使用することが決まっています。

⑥饗宴の儀（2019年10月22日、25日、29日、31日）

即位を披露し、祝うために国内外の賓客を招いて行われる宮中での晩餐会。現天皇即位の時は4日連続で計7回開催され、全て着席形式だった。しかし、今回は式典の簡素化や皇族の負担軽減の観点から、本年10月22日と25日に着席形式、29日と31日に立食形式の計4回にし、招待客も前回の3400人から2600人に減らすことを決めました。

⑦内閣総理大臣夫妻主催晩餐会：2019年10月23日

即位礼正殿の儀に参列した外国元首・祝賀使節等に日本の伝統文化を披露し、謝意を表すために行われる内閣総理大臣夫妻主催晩餐会。前はホテル・ニューオータニで行われました。

⑧立皇嗣の礼（2020年4月19日）

秋篠宮が皇位継承順位第1位の「皇嗣」となることを内外に示す儀式。新天皇即位の年の翌年に、国事行為として宮中で行われます。

以上、天皇代替わりに伴い八つの儀式が国事行為として行われます。しかし、見てきたように、この中の四つの儀式（退位礼正殿の儀、剣璽等承継の儀、即位後朝見の儀、即位礼正殿の儀）は、明らかに政教分離、国民主権、男女平等の原則に違反する内容を含んでおり、いまだ政教一致の国家神道体制、天皇制神話の影響の下にあると言えます。したがって、象徴天皇制が続く限り、天皇代替わり儀式を行うことはやむを得ないとしても、それは政教分離や国民主権、男女平等といった日本国憲法の根本原理にふさわしい内容に大幅に改定されなければなりません。

2) 大嘗祭の問題

天皇代替わりの問題は、国事行為だけにあるわけではありません。天皇代替わりに伴う諸行事は、国事行為以外にも皇室行事として様々な儀式がなされます。

天皇「代替わり」に伴う皇室行事は、皇室神道の神々を祭る宮中三殿に天皇即位を報告する「賢所・皇霊殿・神殿に期日報告の儀」、「伊勢神宮・天皇陵等に勅使派遣の儀」で始まり、宮中祭祀を中心に1年かけて30以上の儀式が行われます。その中でも最大の宗教儀式が大嘗祭です。1990年に行われた天皇「代替わり」に伴う「即位の礼・大嘗祭」の費用は合計で123億円に上りましたが、その中でも大嘗祭関連費用として22億5千万円もの公費（宮廷費）が支出されました。

大嘗祭とは、天皇が即位の礼の後、初めて行う新嘗祭^{にいなめさき}であり、一世に一度の儀式とされています。新嘗祭は毎年11月に、天皇が行う収穫祭で、その年の新穀を天皇が神に捧げ、天皇自らも食す祭儀です。また、そこにおいては、皇祖及び天神地祇^{てんじんちぎ}（八百万の神々のこと）に対して、安寧と五穀豊穡に対する感謝と祈りが献げられます。

天皇家の私的な宗教儀式として、私的経費の中で大嘗祭が行われるならば、それは天皇家の信教の自由であると言えるかもしれません。しかし、先にも述べたように、政府は、前回の天皇代替わりにおいて多額の公費（宮廷費）を、皇室神道の宗教儀式である大嘗祭に支出しました。これは明らかに政教分離に違反する行為であり、私たちの信教の自由を侵害する行為です。

こうした批判に対して政府は、大嘗祭が「宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定できず、**・大嘗祭を国事行為として行うことは困難である**と考える」としながらも、「それは、皇位の継承があったときは、必ず挙行すべきものとされ、皇室の長い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である」として、「皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能とする手だてを講ずることは当然と考えられる。その意味において、大嘗祭は、公的性格があり、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが相当である**と考える**」（1989年12月21日、閣議口頭了解）と強引に理屈付け、公費（宮廷費）から大嘗祭関連費用が支出されました。今回も政府は前回は踏襲し、2019年11月14、15日にかけて行われる予定の大嘗祭に多額の公費を支出することを決めています。政府関係者によると、今回はそれ以上の27億1900万円へと増大。皇居・東御苑に新造される大嘗宮の設営費関連だけで19億700万円かかるといっています（朝日新聞：2018年12月25日）。

しかし、大嘗祭に対する公費支出に関しては、1995年3月9日、大嘗祭への国費支出の差し止め等を求めた控訴審で大阪高裁が、「**大嘗祭が神道儀式としての性格を有することは明白であり、これを公的な皇室行事として宮廷費をもって執行したことは、**・いわゆる目的効果基準に照らしても、少なくとも国家神道に対する助長、促進になるような行為として、政教分離規定に違反するのではないかとの疑義は一概には否定できない****」と指摘しています。また、大嘗祭への公費支出が違憲であるとの指摘は、多くの法律の専門家の間にもあります。それにも関わらず、今回も政府が、前回同様、大嘗祭への公費支出を十分な検討もなく決めたことは、政教分離と信教の自由を否定する大きな過ちです。

また、大嘗祭への公費支出について、2018年11月30日の記者会見で秋篠宮が、宗教色が強いとして宮内庁に疑義を呈し、代替案として、宮中の「神嘉殿（しんかでん）」を活用して費用を抑え、それを天皇家の私費（内廷費）で賄うという具体案を示していたことがわかりました。皇族の人間が公の記者会見でそのような発言することの是非については様々な意見があります。しかし、大嘗祭は皇室祭祀である以上、公費ではなく私費で行うべきであるという秋篠宮の主張自体は至極当然なことです。教会がどんなにこの問題を指摘してもマスコミはほとんど取り上げないにも関わらず、秋篠宮が発言したらここまで大きく報道されるというのは皮肉ですが、秋篠宮に言われるまでもなく、国民も政治家も政教分離を厳格に守っていかなければなりません。

3) 改元の問題

改元とは元号を改めることですが、政府は新天皇即位と共に元号を「平成」から新元号に改めるとしています。既に報道されているように、政府は新元号を記した改元の政令を4月1日に閣議決定し、同日、現天皇の署名・押印をもって公布します。そして、新天皇が即位する5月1日から施行することを決めました。

当初、安倍政権の支持母体である極右の日本会議などは、『大化』以来、元号は天皇が決めるのが伝統であった」と主張し、新元号は5月1日に新天皇の名で公布すべきであると主張していました（百地章 国土館大特任教授：朝日新聞 2019年1月17日付）。それから考えると、今回政府は、一応、憲法の国民主権の原則を守ったかのように見えます。

しかし、この手続きに問題がないわけではありません。実は右派や政府の中には4月1日の閣議決定の前に新元号を新天皇に即位する皇太子に伝えるべきであるという考えがあります。実際、前回の天皇代替わりにおいても、「内閣官房副長官が宮内庁長官に電話し、新元号を事前に新天皇に伝えたと当時の政府高官が証言している」（横田耕一 九大名誉教授：朝日新聞 2019年1月17日付）と言います。こうした行為は、まさに、天皇が時をも支配するという天皇主権の下での元号制度への回帰であり、憲法の国民主権の原則に反する行為です。

さらに言うならば、そもそも、明治政府が作り上げた天皇の在位期間に応じて元号を変える「一世一元」の元号制度は、天皇を現人神とする国家神道体制と深く結びついた制度であり、そうした元号制度を国民に強制すること自体、憲法の国民主権や政教分離の原則に反します。したがって、新元号の新天皇への事前連絡も、「一世一元」の元号制度そのものも、憲法の政教分離、国民主権の原理に反するものであるということを、私たちは認識していかなければなりません。

おわりに

私たちは何よりも、今回の天皇代替わりにおいて、皇室神道の儀式が国事行為として行われたり、それに公費が支出されたりすることによって、政教分離や国民主権の原理が侵されないよう、しっかりと見張りの務めを果たしていかなければなりません。

約30年前の1989年～1990年にかけて行われた裕仁天皇死去に伴う天皇代替わりにおいては、多くのキリスト教会が声明文を出して抗議しました。また、大嘗祭への公費支出の問題については、日本キリスト教協議会（NCC）内に設置された大嘗祭問題署名運動センターの活動に多くの教派が協力し、署名運動にも取り組みました。今回も多くの教派から声明文・抗議声明が出されていますが、30年前のような教派を超えた連帯・協力の動きは残念ながらありません。問題は何も解決されていないのに、いやむしろ、状況は深刻化しているのに、教会とキリスト者のこの問題に対する関心や取り組みが弱くなっています。したがって、私たちはもう一度何が問題であるのか

という原点をしっかりと把握し、学びつつ、諦めずに抗議の声を上げ続けて行く必要があります。

また、これは従来からなされていることですが、政教分離原則に違反する為政者たちの靖国神社参拝、伊勢神宮参拝に対しても反対の声を上げて行く必要があります。靖国神社参拝に対してはこれまでも多くの教派から抗議声明が出されてきましたが、首相や閣僚の伊勢神宮参拝に対しては、あまり抗議が為されてされてきませんでした。けれども、伊勢神宮は皇室の祖先とされる天照大御神を祭る神社であり、戦前・戦時下において靖国神社と同様、国家神道の中心施設でした。首相・閣僚たちの靖国神社参拝、伊勢神宮参拝は再び国家と神道を結び付けようとする行為であり、私たちはこれらに対しても強く反対の意を表していく必要があります。

また、自民党は2012年10月に自民党改憲草案を発表しました。それによる憲法前文で日本は「天皇を頂く国家」であるとの記述がされ、第一章では天皇は「日本国の元首」と規定され、憲法尊重擁護義務から天皇を外すなど、まさに天皇制国家への回帰が打ち出されています。そして、憲法20条の政教分離規定も、「社会的儀礼又は習俗行為の範囲を超えないものについては、この限りではない」との文言が加えられ、事実上、社会的儀礼という名目で国家が神道儀式や皇室祭祀を行うことができるようにしようとしています。したかつて、私たちは、改憲を狙う動きに対しても、しっかりと見張り、預言者としての働きをしていく必要があります。